

長崎県勤労福祉会館 減免申請書 (カルチャー教室 年間予約用)

第 号
年 月 日

長崎県勤労福祉会館 指定管理者
株式会社トラスティ建物管理
代表取締役 中本 幸人 様

次のとおり長崎県勤労福祉会館を利用するにあたり減免を申請します。

行事名						
利用期間	自 年 月 日	至 年 月 日 (延べ 年間__回利用)				
利用室名	多目的室	小会議室A	小会議室B	小会議室C	小会議室D	○で囲んで下さい
減免条件	①1年間(月1回以上)の一括利用申込をしていること ②カルチャー教室に利用すること (カルチャー教室は、社会人のための社会教育の機会を提供する民間の教養講座で、主に文化史・文学・歴史などの教養、外国語、書道・手芸・生花・絵画・陶芸などの美術、音楽、ダンスやヨガなどの運動等これに類するものとする) ③その他の条件については、裏面をごらんください。					
上記の申請内容に相違ないことを証明いたします。						
【 申請者 】						
(〒 -)						
住 所						
使用団体名						
代表者名						
電 話						
⑧						

承認印	館長	取扱者	減免確認印	印	受付印

※ご記入いただきました個人情報は、減免申請手続きのみに使用し、他の目的には使用いたしません。

減免条件(その他)

1. 減免の特例について

月1回以上の予約後、利用者の都合により開催できなかつた月が発生した時、年間を通じて12回以上の利用があつた場合も減免とする。

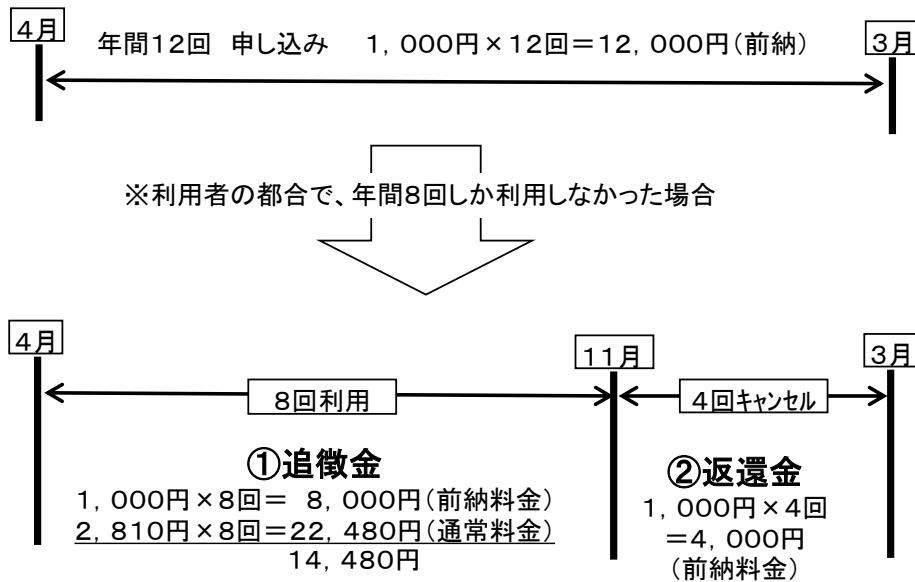
2. 減免条件未達成になつた場合について

減免適用後、利用者の都合により開催できなかつた月が発生し年間利用回数が12回未満になつた場合、通常料金との差額を徴収するものとする。ただし、会館(指定管理者)の都合あるいは、申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で当会館の利用が不可能となつた場合を除く。

3. 返金について

利用料金を一括支払いした後に、利用者の都合により年間利用回数が12回未満になり、通常料金との差額を徴収したとき返金が発生した場合は、キャンセル料に充当し返還しない。ただし、会館(指定管理者)の都合あるいは、申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で当会館の利用が不可能となつた分については、返金するものとする。

(返還の一例)



《差額として徴収させていただく金額》

①追徴金－②返還金=10,480円